

津和野町告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項及び津和野町長の職務代理者の設置に関する規則（令和 8 年津和野町規則第 12 号）第 3 条の規定により、津和野町長の職務代理者の職氏名、設置期間及び設置理由を次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 29 日

津和野町長 下森 博之

- 1 職務代理者
津和野町副町長 宮内 秀和
- 2 設置期間
令和 8 年 8 月 26 日から令和 8 年 9 月 2 日まで
- 3 設置理由
町長の海外出張のため